

羽生交通安全だより

令和4年11月号

羽生警察署
交通課

羽生市内で車同士の衝突による重傷人身交通事故が発生！

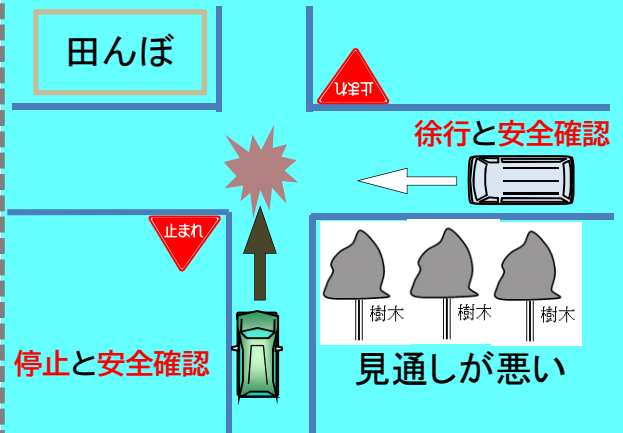
10月上旬の午前11時30分頃、羽生市大字小須賀地内にある一時停止標識設置の見通しの悪い十字路交差点において、車同士による出会い頭事故が発生しました。その弾みで2台とも田んぼに転落し、一方の運転手が重傷を負ってしまったのです。

今回の事故は、一歩間違えば死亡事故になっていたかもしれません。

一時停止標識のある交差点では必ず停止し、左右の安全確認をしてから発進してください。

また、見通しの悪い交差点(優先道路を除く)では必ず徐行と安全確認をして進行しましょう。

事例：出会い頭による人身事故



羽生署管内交通事故発生状況

平成4年1月1日～10月26日までの間 ※ 数値は暫定値です。

	人身事故			物件事故
	件数	死者数	傷者数	
本年	101	0	128	971
前年	124	1	150	873
増減	-23	-1	-14	98
増減率	-18.5%	-100%	-14.7%	11.2%

羽生警察署管内において交通死亡事故ゼロ日を継続中

羽生警察署管内では、交通死亡事故ゼロ日を令和3年7月31日から継続中です。

これからも、市民の尊い命を守るためドライバーのみなさんの安全運転をお願いします。

飲酒運転は絶対にしない！させない！

飲酒の機会も増える時期となりましたが、お酒は少量でも、運転に必要な慎重さや冷静さを失わせ、的確な運転操作に重大な影響を与え、死亡交通事故等の重大事故を引き起こす原因となります。

道路交通法では

酒酔い運転～5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数35点で初めての処分でも取り消し3年

酒気帯び運転～3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点数は呼気アルコール濃度

0.25mg/l以上の場合 25点

0.15mg/l以上0.25mg/l以下の場合 13点

と非常に厳しい処分を受けますので、飲酒運転は絶対に止めましょう。



「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

